

水産物情報等の提供・二次利用ガイド(概要)

水産物の属性情報を公開する際、及びクラウドサービス事業者等が公開された属性情報の二次利用サービスを提供する際に、必要となる事項、留意すべき事項をガイドとしてとりまとめたもの。

【目次】

第Ⅰ部 共通編

- 1 本ガイドについて
 - 1.1 本ガイドの目的と使い方
 - 1.2 本ガイドで使用する主な用語の定義等
 - 1.3 本ガイドの想定利用者
 - 1.4 本ガイドの対象範囲
- 2 水産物情報等の提供及び二次利用の内容
 - 2.1 水産物情報等のニーズを通じた連携促進
 - 2.2 水産物情報等の提供及び二次利用のパターン
 - 2.3 水産物情報等の法律上の対応

第Ⅱ部 情報提供編～水産物情報等の提供に取り組む方々へ～

- 1 水産物情報等の保有者における情報提供のメリット
 - 1.1 水産物情報等のオープン/クローズド別に見た情報提供のメリット
 - 1.2 取引形態別に見た情報提供のメリット
- 2 水産物情報等の提供における留意点
 - 2.1 情報の提供範囲（クローズド/オープン）による留意点
 - 2.2 情報の相手先による留意点
 - 2.3 提供対象となる水産物情報等の種類による留意点
 - 2.4 トレーサビリティ目的での情報提供における留意点

第Ⅲ部 二次利用促進編～水産物情報等の利用者向けサービスに取り組む方々、及び水産物情報等を利用する方々へ～

- 1 二次利用における水産物情報の活用メリット
 - 1.1 二次利用における情報サービス事業者の水産物情報の活用メリット
 - 1.2 二次利用における情報サービス利用者の水産物情報の活用メリット
- 2 水産物情報の二次利用における情報サービス事業者における留意点
 - 2.1 情報提供者と情報サービス事業者の契約等における留意点
 - 2.2 情報サービス事業者との情報サービス利用間の取り決めにおける留意点
 - 2.3 情報提供の相手先による留意点
 - 2.4 水産物情報・データの種類等に伴う留意点
 - 2.5 データコードに関する留意点
- 3 水産物情報等の二次利用における情報サービス利用者における留意点

参考資料

- 【参考1】水産物情報等の提供及び二次利用の事例
- 【参考2】関連する法令、他のガイド及びガイドライン等との関係
- 【参考3】水産物情報等における一次利用と二次利用
- 【参考4】水産物情報等のマッシュアップでの利用イメージ
- 【参考5】水産物情報の提供及び二次利用の対象となる水産物情報等・データ等
- 【参考6】水産物情報に関する知的財産法上の取り扱い
- 【参考7】水産物情報利用規約例（民間事業者からのオープンでの利用用途での提供がなされた場合の、情報サービス利用者との利用規約例）